

## 「京都議定書目標達成計画（案）」に関する意見

社団法人 関西経済連合会

わが国は、従来、地球温暖化問題の解決に向けて取り組んできたが、本年2月16日の京都議定書発効を受け、温室効果ガス削減目標の確実な達成が求められている。

政府の地球温暖化対策推進本部は、地球温暖化対策推進法に基づき、3月29日に「京都議定書目標達成計画（案）」（以下、本計画という）を取りまとめたが、本計画の推進のためには、国、地方公共団体、事業者および国民が一体となり、緊密に連携・協力していくことが一層必要である。

産業界は、これまで一貫して自主的に取り組みを進め、着実に成果を上げており、今後も、積極的に取り組んでいく決意である。

そこで、当連合会では、本計画が今後のわが国の地球温暖化対策として真に実効性あるものとなるよう、下記のとおり意見を提出する。

### 記

#### 1. 環境と経済の両立

当連合会では、かねて、地球温暖化対策は「環境と経済の両立」という原則に基づき実施すべきことを主張してきたが、本計画において、わが国の基本的考え方として「環境と経済の両立」「技術革新の促進」「全ての主体の参加・連携」等が明確に位置づけられたことを評価する。これらの基本的考え方に沿った削減約束達成への取り組みが、わが国の経済活性化、雇用の創出などにもつながることを期待する。

なお、地球規模でコスト効果的な対策が可能な京都メカニズムは、国内対策と同様に重要な対策であり、補足性の原則にとらわれず、本制度を有効に活用すべきである。

政府としては、本制度が柔軟に活用できるよう働きかけるとともに予算措置を含めた具体的活用の仕組みの構築を早急に進めるべきである。

## 2. 経済統制的・規制的な排出抑制には反対

京都議定書の削減約束を達成するために、短期的な視点から国民生活や企業の経済活動を過度に制約し、国民や企業の活力をそぐような政策については、今後も実施すべきではない。

特に、環境税や温室効果ガスの排出枠を強制的に企業等に割り当てる国内排出量取引制度については、産業界の自主的な取り組みを阻害するのみならず、わが国産業の国際競争力低下や国内産業の空洞化など経済構造にひずみをもたらし、雇用をはじめ国民生活にも悪影響を及ぼす恐れがあることから、断固反対する。

### 環境税

環境税は、実質的には企業課税となるものであり、わが国産業の国際競争力に大きな影響を及ぼす懸念を有している。また、化石燃料には、すでに石油石炭税等が課されており、新税の導入は二重課税となる。

一方、わが国の地球温暖化対策推進関連予算は、2004年度で約1兆2,600億円の巨額に上っており、新規増税を議論する以前に現行の政策効果を徹底的に検証し、石油石炭税を含む既存エネルギー関連の税財政を抜本的に見直すことが必要である。

また、諸外国においては、社会福祉施策の財源確保目的など、必ずしも環境対策のみで環境税は導入されておらず、国の実情を無視して、諸外国の施策を安易に受容すべきではない。

### 国内排出量取引制度

温室効果ガスの排出枠を企業等に強制的に割り当てるキャップ&トレード型の国内排出量取引制度は、規制的・経済統制的な制度であり、自由な経済活動や国民生活への影響が懸念されることから導入するべきでない。

さらに、世界でトップレベルのエネルギー効率を達成しているわが国では、大きな削減余地が見込めないため、国内のみで排出枠を取引できる市場が形成される可能性は低いと考えられる。

### 3. 全ての主体の参加・連携

#### (1) 国・地方公共団体の率先垂範

政府および地方公共団体は、その事務・事業実施において、相当程度の温室効果ガスを排出する事業者でもある。特に温室効果ガス排出量の増加が著しい業務部門に占める割合は高く、政府および地方公共団体には、高度な省CO<sub>2</sub>対策を率先して導入していくよう求める。

さらに、地方公共団体の施策をみると、事業者に温室効果ガス排出量の算定・報告を求める制度など、国レベルで実施される施策の屋上屋を架すような施策を導入する例がみられる。

地方公共団体には、本計画をふまえ、地域住民に最も近い立場から、その区域の自然的・社会的条件に応じた「まちづくり」や「教育」など、総合的・計画的な施策を策定し、実施するという地方公共団体本来の役割を求める。

#### (2) 産業部門の自主的取り組み

産業界は、これまで一貫して自主的取り組みを進め、着実に成果を上げており、今後も新技術の開発・導入など、エネルギー効率の向上、温室効果ガス排出原単位の低下に取り組むとともに、一層の情報公開など透明性・信頼性の向上に努めていく。

また、民生・運輸部門に対して、引き続き、省エネ・省CO<sub>2</sub>製品の開発・普及や省エネルギーに関する情報・サービスの提供、低公害車の導入促進やモーダルシフトの推進などを通じて、排出削減に貢献していく。

#### (3) 民生・運輸部門における対策の強化

民生および運輸部門は、CO<sub>2</sub>排出量が大幅に増加しており、本計画に掲げられた対策の着実な実施が削減目標達成のためには不可欠である。

政府は、民生・運輸部門で使用される機器単位の対策を促進するとともに、省CO<sub>2</sub>型の都市・交通インフラの整備や横断的対策として掲げられた「国民運動の展開」に継続して取り組む必要がある。特に、国民の具体的な行動に結び付けていくためには、継続的な情報提供・普及啓発が不可欠である。

#### 4．中長期的視点に立った温暖化防止技術の開発・導入

地球温暖化問題は極めて長期にわたる課題であり、解決のカギとなるのは技術革新である。

中期的には、すでに実用化されている高効率エネルギーシステムや機器の導入を積極的に進めるとともに、太陽光、風力、燃料電池などの新エネルギー利用の促進やクリーンコールテクノロジーの導入等をはかることが重要である。また、長期的には、革新的技術開発・導入が不可欠であり、産業界の研究開発等への取り組みに対し、政府による継続的な税制優遇措置や助成金制度など、積極的な支援が望まれる。

加えて、エネルギーの安定供給に資する準国産エネルギーであり、発電段階でCO<sub>2</sub>を排出しない原子力については、安全性の確保、積極的な情報開示などを前提に、着実な推進が不可欠である。

#### 5．温暖化防止の実効性を確保する新たな枠組みの構築

京都議定書が地球温暖化問題に対する今後の長期的かつ具体的な取り組みの重要な一歩であることは間違いないが、衡平性、実効性などの面で多くの問題点を抱えた国際枠組みと言わざるを得ない。

したがって、わが国としては、本年から開始される第一約束期間後の枠組交渉において、京都議定書の問題点などをふまえ、地球規模で実効性が確保され、全ての国が参加できる持続可能な枠組みを、率先して提案していくことが必要である。

例えば、日本をはじめ先進各国が有する最先端の技術をトップランナー方式で途上国などに移転・普及することにより、地球規模の温室効果ガスの排出削減をはかる枠組みが考えられる。

また、政府は、地球規模で温室効果ガス排出削減に寄与する環境技術の移転を、政府開発援助の一環として積極的に推進するとともに、こうした取り組みが京都メカニズムとして認められるように、国際機関などに対し引き続き、積極的に働きかけていくべきである。

以上